

# 定期予防接種をむつ市以外で接種する方へ

(高齢者用肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、新型コロナ、带状疱疹)

むつ市受託医療機関以外で接種をする場合は、一度全額自己負担で接種していただき、償還払い(払い戻し)の手続きをすることとなります。そのためには申込が必要となります。

## ① 依頼申込方法は、

- 依頼申込フォームからの Web 申請
- ホームページで依頼申込書をダウンロード・印刷して記入後、市へ郵送
- 上記が難しい場合は、市へ直接ご連絡ください

申込書が市に到着してから(web 申請の方は、申請してから)1週間~10日ほどで依頼書が届きます。

依頼書のほか、接種費用交付申請書兼請求書(償還払い申込用紙)、接種料金上限額の一覧を同封します。

【依頼申込フォーム】



② 依頼書が届いたら、接種する医療機関へ予約し、その際に予防接種依頼書を持参する旨をお伝えください。接種時に予防接種依頼書を医療機関へ提出してください。予診票は医療機関から特に指示がなければ、むつ市の予診票を使用してください。

③ 接種の料金は、一旦全額支払っていただきます。接種費用はそれぞれの医療機関で異なります。

④ 「接種費用交付申請書兼請求書」により、感染症予防課か各分庁窓口または、郵送で払い戻しの手続きを行ってください。訂正がある場合は、二重線をし、その上に訂正印をしてください。

## ◎注意事項

- 接種日から1年以内に申請してください。
- 申請者は、接種を受けたご本人の氏名、住所を記載してください。
- 振り込み口座は、基本的に接種を受けたご本人名義の口座を記入してください。
- 定期接種の助成は上限額があります。詳細は、依頼書と同封して送付します。

## ◎接種したあとの手続きに必要な添付書類

- 領収書の**原本**  
(医療機関の名称、ワクチン名が確認できるもの(明細書に記入されている場合は明細書も提出))
- 預金通帳のコピー(振り込み先の名義、金融機関、口座番号等が確認できるもの)
- 予防接種予診票のコピーまたは接種済証のコピー

<問い合わせ先・郵送先>

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号  
むつ市健康福祉部 健康づくり推進課  
電話:0175-22-1111 内線:2579、2582  
FAX:0175-22-5044